

医療観察法の運用改善 要求と今後の展望

犯罪被害者弁護士フォーラム（VSフォーラム）
弁護士 山田 廣

1

VSフォーラムの活動

2

医療観察法の成立と運用改善要求の限界

3

どうしたら被害者の権利と尊厳が守られるか

医療観察法が被害者の権利と尊厳に配慮しない理由

- 1 審判の目的は事実解明ではない
- 2 対象者のプライバシーの保護優先

4

事件記録の閲覧・謄写の意味
対象者の処遇情報の開示の意味

- 記録の謄写は審判の目的と無関係である
- 処遇情報を開示しない合理的な理由はない
- 少年法の改正・・・少年審判における被害者の権利と尊厳への配慮

5

更生保護法の成立

心情聴取制度
心情伝達制度

6

対象者の社会復帰とは

善良な社会の一員として自立し、改善
更生することが社会復帰ではないか

7

医療観察法の被害者は事実関係も知ることができず、権利や尊厳が無視されているばかりか、対象者が事件を反省せずに社会に戻ることを座視するしかない。

被害者の人権が侵害されている

8

医療観察法の改正
更生保護法の改正

新たな立法か

9